

6次産業化プランナーの要件

6次産業化プランナーは、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている者とする。

（1）学識要件

① 以下の全ての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

（ア）県域内の農林水産物の生産実態

（イ）農林水産物の加工

（ウ）農林水産物（加工品）の流通

（エ）農林水産物（加工品）のマーケティング

（オ）農政、食品安全等に関する法令、制度

（カ）経営管理

又は

② ①の（ア）から（ウ）までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、IT、観光、異業種連携等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

（2）経験要件（（1）の②の場合は除く。）

6次産業化に関する案件について、コーディネイト業務に携わったことがあること、又は、6次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（3）コミュニケーション能力要件

以下の要件を全て満たしていること。

① 6次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

② 6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。